

特定建設作業のしおり

特定建設作業の届出要領



小野市市民安全部生活環境グループ

TEL0794-63-1686

令和3年1月

特定建設作業の届出要領

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（県条例）による特定建設作業を実施するときは、次の要領で届出してください。

1、届出手続き

(1) 届出義務者 建設作業を施工する元請業者です。

(2) 届出期限

作業開始の7日前までです。

※災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う場合は、速やかに届出してください。

※作業が1日で終了する場合は、届出の必要はありません。

(3) 届出書類

特定建設作業実施届出書

特定建設作業工程表及び建設工事工程表

工事現場及び付近見取図

(4) 提出部数 2部（正本・副本）

(5) 届出先 小野市役所 市民安全部生活環境グループ（4階）

2、注意事項

(1) 工事計画の策定にあたっては、現地周辺の状況を調査のうえ、低騒音・低振動の工法及び機戒を採用してください。

(2) 苦情があった場合には誠意をもって対応してください。

特に静穏な住宅地域での建設工事には、住民への配慮（事前に作業内容を説明する等）を行ってください。

3、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の 大きさ	基準値	85デジベル	75デジベル	
	測定位置	敷地境界		
作業時刻		午後7時～翌日7時の時間内でないこと		イ、ロ、ハ、ニ
1日当たりの作業時間		10時間/日を超えないこと		イ、ロ
作業期間		連続6日を超えないこと		イ、ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ、ロ、ハ、ニ、ホ

適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ 人の生命・身体の危険防止のために必要な場合

ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合

ホ 変電所の工事であって必要な場合

(別紙)

特定建設作業一覧（騒音規制法及び県条例）：届出種類 ◎の付いている方を届出

種 類	騒音 規制法	県条例	備 考
アースオーガと併用してくい打機を使用する作業		◎	・もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機または、くい抜機を使用する作業	◎	○	・もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎	○	・圧力式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎	○	
さく岩機を使用する作業	◎	○	・作業地点が連続的に移動する作業で1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業	◎	○	・電動機を使用するものを除く ・原動機の定格出力が15kW未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎	○	・モルタル製造用を除く。 ・混練容量が0.45 m ³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎	○	・混練容量が200 kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎		・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	◎		・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	◎		・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし環境大臣が指定するものを除く ・原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業 (騒音規制法の対象となるもの以外)		◎	・工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合も含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う作業		◎	

特定建設作業一覧（振動規制法及び県条例）：届出種類 ◎の付いている方を届出

種 類	騒音 規制法	県条例	備 考
くい打機を使用する作業	◎	○	・もんけん、圧入式くい打機を除く
くい抜機を使用する作業	◎	○	・油圧式くい抜機を除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎	○	・圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎	○	
舗装版破碎機を使用する作業	◎	○	・作業地点が連続的に移動する作業で1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業(手持ち式を除く)	◎	○	

特定建設作業実施届出書

年 月 日

小野市長 様

届出者 住 所 (主たる事務所の所在地)
〒 -

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

特定建設作業を実施するので、
騒音規制法第14条第1項 (第2項) の規定により、次の
振動規制法第14条第1項 (第2項)
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)
 とおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
特定建設作業の間始及び 終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自時	至時		時間
騒音(振動)の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名				電話 () - 番
届出者の現場責任者の氏名 及び連絡場所				電話 () - 番
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、 当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名				電話 () - 番
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、 当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				電話 () - 番

- この届出書は、特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- この届出書には、付近見取図、工事工程表、作業現場内の施設配置図(県条例の場合のみ)を添付すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※

届出日を記入する。届出は、作業開始予定日の7日前(届出日を含まない)までに行う

特定建設作業実施届出書

〇〇年 〇 月 〇 日

小野市長 様

届出を行った者の住所・氏名。法人にあっては代表者の氏名、事業所の名称及び所在地を記載する。

届出者 住所(主たる事務所の所在地)
〒 -

氏名(名称及び代表者の氏名)

該当する法令に☑を入れる。ただし、1枚の届出用紙に☑は一つ。該当法令が複数ある場合は届出書を分けること。

電話 () - 番

特定建設作業を実施するので、
騒音規制法第14条第1項(第2項)
振動規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次の
環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)
 とおり届け出ます。

建設工事の名称	工事全体の名称を記入する。			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	工事目的に係る施設や工作物の概要について記入する。			
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	使用する機械の名称、型式、定格出力等を記入する。			
特定建設作業の場所	作業を行う場所の住所を記入する。			
特定建設作業の実施の期間	自	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇日間	
	至	〇〇年 〇月 〇〇日		
特定建設作業の間始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自時	至時		時間
騒音(振動)の防止の方法	例：低騒音型機戒を使用。空ぶかし等をしない。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話 () - 番			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 () - 番			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話 () - 番			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 () - 番			

作業実施予定期間(準備工を含めない)を記入する。

夜間及び日祝祭日の作業は原則として禁止されているので注意

※

- この届出書は、特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- この届出書には、付近見取図、工事工程表、作業現場内の施設配置図(県条例の場合のみ)を添付すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定建設作業の注意事項

下記の事項に留意の上、作業を行ってください。

- 1、日曜日、祝日には特定建設作業をしないでください。
- 2、周辺住民に対して、事前に工事内容、工事期間、使用機械などの説明を十分に行ってください。
- 3、工事現場には、住民からの窓口となる工事現場責任者の氏名・連絡先などを表示するようにしてください。また、万一苦情があった場合は迅速に対応してください。
- 4、粉じんが発生する場合は水まきをしてください。

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85デジベル	75デジベル	
	測定位置	敷地境界		
作業時刻		午後7時～翌日7時の時間内でないこと		イ、ロ、ハ、ニ
1日当たりの作業時間		10時間/日を超えないこと		イ、ロ
作業期間		連続6日を超えないこと		イ、ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ、ロ、ハ、ニ、ホ

- 適用除外
- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
 - ロ 人の生命・身体の危険防止のために必要な場合
 - ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
 - ホ 変電所の工事であって必要な場合